

支部一覧表				令和6年6月現在	
支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西4-1 札幌国際ビル3階	011-261-6186	011-251-2305	
青 森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617	
岩 手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-622-4536	019-653-6113	
宮 城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設業会館6階	022-263-2973	022-263-3038	
秋 田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306	
山 形	990-0024	山形市あさひ町18-25 山形県建設会館4階	023-632-8364	023-624-7391	
福 島	960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513	
茨 城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158	
栃 木	321-0933	宇都宮市梨栗町1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985	
群 馬	371-0846	前橋市元祖社町2-5-3 群馬建設会館内	027-252-1666	027-252-1993	
埼 玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉県建設会館内	048-861-5111	048-861-5376	
千 葉	260-0024	千葉市中央区中央通1-13-1 千葉県建設業センター5階	043-246-7379	043-203-5020	
東 京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354	
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767	
新 潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119	
富 山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579	
石 川	921-8036	金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-242-2608	076-241-9258	
福 井	910-0854	福井市柳幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003	
山 梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館内2階	055-235-4421	055-233-9572	
長 野	380-0824	長野市南石堂町1230 長野ビル内	026-228-7200	026-224-3061	
岐 阜	500-8382	岐阜市東田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138	
静 岡	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-6846	054-255-5590	
愛 知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館内	052-243-0871	052-242-4194	
三 重	514-0003	津市松橋2-177-2 三重県建設業会館2階	059-253-6505	059-228-6143	
滋 賀	520-0801	大津市おの浜1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743	
京 都	604-0944	京都市中京区押小路通御所橋東入橋町645 京都建設会館内	075-231-4182	075-241-3128	
大 阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3650	06-6941-3489	
兵 庫	651-2277	神戸市西区美賀多1-1-2 兵庫建設会館内	078-997-2333	078-997-2344	
奈 良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346	
和歌山	640-8262	和歌山市湊通北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987	
鳥 取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283	
島 根	690-0048	松江市西郷島1-3-17 島根県建設業会館内	0852-21-9004	0852-31-2166	
岡 山	700-0827	岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133	086-225-5392	
広 島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広吉ビル5階	082-221-0138	082-221-7898	
山 口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655	
徳 島	770-0931	徳島市星田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609	
香 川	760-0026	高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079	
愛 媛	790-0002	松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5406	089-933-0168	
高 知	780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662	
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6726	
佐 賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751	
長 崎	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設業会館3階	095-893-7000	095-826-2289	
熊 本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-366-5111	096-363-1192	
大 分	870-0046	大分市有馬町4-28 大分県建設会館内	097-536-4800	097-534-5828	
宮 崎	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889	
鹿 児 島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681	
沖 縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565	

本部担当部署 一覧表	本部	170-8055	東京都墨田区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階（月～金 9:00～17:15）		
	企画課	03-6731-2830	～2831		
	電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832		
	業務課	契約関係	03-6731-2849	退職金関係	03-6731-2846～7
		更新関係	03-6731-2850	移動通算関係	03-6731-2851
	事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7		
	監行調査課	各種調査関係	03-6731-2843		
	経理課	経済冠税関係	03-6731-2871～2		FAX.03-6731-2874

各相談コーナー	170-8055	東京都墨田区東池袋1-24-1	ニッセイ池袋ビル16階	TEL.03-6731-2841	FAX.03-6731-2896
	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	TEL.03-3551-5276	FAX.03-3206-8110

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

●中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL03-6907-1234
<https://chutaikeiyo.taisyokukin.go.jp/>

●中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL050-5541-7171
<https://www.smrj.go.jp/>

●清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL03-6731-2887
<https://www.seitaikeiyo.taisyokukin.go.jp/>
林業退職金共済事業本部 TEL03-6731-2887
<https://www.rintaikyoei.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

さらに詳しい内容はコチラから

建退共

検索



R100
JOINT CONSULTING

未来の
安心。
積み上げる

建退共

けんたいきょう

建退共制度の
あらまし





制度とは

KENTAIKYO

この制度は、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、

制度です。事業主の方が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

国の制度 6の特長

現場標識(シール)

発注者から工事を受注した場合、現場事務所や工事現場の出入口等の見やすい場所に現場標識を掲示してください。電子申請方式を採用した現場用、民間工事でCCUSを活用する現場用の標識もあります。各標識(シール)は建退共支部にて無料で配布しています。



1 安全確実かつ簡単

退職金は国が定めた基準により計算して、確実に支払われます。



2 退職金は企業間を通算して計算

勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば、退職金を引き継ぐことができます。

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。また、元請負人が負担した下請業者の掛金(充当した退職金ポイント及び共済証紙の現物交付)も、工事原価に算入できます。



5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、建退共制度に加入し適正に履行している場合には、加点評価されます。

3 掛金が一部免除

新たに加入した労働者(被共済者)については、国が掛金の一部(初回交付の共済手帳の50日分)を補助します。



6 電子申請で手続き可能

インターネットを利用して掛金を電子的に納付することが可能です。これにより、事業主は共済証紙の購入・貼付・消印および現物管理が不要となります。また労働者への掛金納付について、いつ、どこかの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。



重要

共済契約者のみなさま

証紙の管理が不要になり
手続きが簡単になります!

電子申請方式ご利用の方

建退共では、証紙の取り扱いが不要な電子申請方式のご利用をお勧めしております。
電子申請方式では、月に一度、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、
あらかじめご購入いただいた退職金ポイントから掛金を納付します。
また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

建退共制度の利用に当たっては、下記のA～Dにご留意ください。



A 退職金ポイントの購入について

退職金ポイントは、ペイジー又は口座振替で購入



or



B 掛金納付について

1. 就労実績報告作成ツールで、就労実績ファイルを作成し、
電子申請専用サイトに登録
2. 就労日数に応じて、退職金ポイントから掛金が充当
3. 建退共から掛金充当書が発行



就労実績
(暗号化ファイル)



※CCUSの就業履歴を活用で
さらに便利に

C 共済手帳の更新について

以下のいずれかに該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

- 1 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合
- 2 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合(証紙貼付方式併用の場合)

※共済手帳に電子による掛金充当実績と証紙貼付実績のいずれも印字



D 被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い

※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

●建退共制度について: TEL.03-6731-2866

●電子申請方式システム操作方法について: TEL.0120-006-175 (専用コールセンター)



証紙貼付方式については裏面へ

重要

証紙貼付方式ご利用の方

建退共制度は、建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している労働者の働いた日数に応じて掛金を納付（事業主全額負担）し、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、直接労働者に退職金を支払う制度です。また、加入できる労働者は、建設業の現場で働く方々が対象です。

建退共制度の利用に当たっては、下記の1～4にご留意ください。



1

共済証紙の購入について

最寄りの金融機関で、共済契約者証を提示して共済証紙を購入



共済契約者証
(中小企業用)



特別共済契約者証
(大手企業用)

【中小企業用共済証紙】 【大手企業用共済証紙】



1日券 320円



1日券 320円



10日券 3,200円

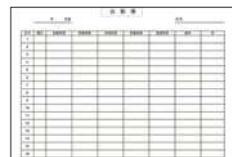


10日券 3,200円

2

共済証紙の貼付について

就労日数に応じて、労働者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印



3

共済手帳の更新について

以下のいずれかに該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

1. 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合
2. 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合



4

被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い

※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866



(2024.7.20,000)

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の発行要領

(経営事項審査申請用及び入札参加資格審査申請用)

証明願の受付、証明書の発行手続きは審査に時間を要するため、郵送対応とさせていただきます。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。

送付先・問い合わせ先

〒336-8515

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7

建退共埼玉県支部

電 話 048-861-5111

FAX 048-861-5376

経営事項審査申請用発行要領

※次の要件及び基準を満たさない場合や提出書類に不備、不足がある場合は、証明書の発行はできません。

「発行の要件」

決算日時点で建設業退職金共済制度に加入していること。

「発行基準」

1. 共済手帳の適正更新について

「証紙貼付満了による更新手続き」または「次回更新時期到来による更新手続き」対象の共済手帳がある場合、更新手続きを適正に行っていること。

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（（１）から（５）の合計から（６）を控除した額）が、被共済者の就労日数に見合う額であること。

- （１）電子申請方式において、自社雇用の被共済者に掛金充当した額
- （２）電子申請方式において、自社雇用の被共済者に元請が掛金充当した額
- （３）共済証紙購入額
- （４）前年度から繰り越した共済証紙の金額
- 注 1. 共済証紙受払簿で確認します。必ず前期繰越分を記載してください。**
- （５）元請から現物交付を受けた共済証紙の金額
- （６）下請に現物交付した共済証紙の金額

3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について（元請のみ）

公共工事を受注し、証紙貼付方式を採用する場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」を工事完成後１年間事務所に備え付けていること。

4. 下請への適正な共済証紙の交付または掛金の充当について（元請のみ）

下請を使って工事を行っている事業主については、１から３のほか、下請への共済証紙の交付または電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていること。

「申請方法等について」 ※申請は原則郵送

発行まで1週間程度かかりますので予めご了承ください。

加入・履行証明願の関係書類は全て埼玉県建設業協会ホームページ内からダウンロードできます。

次の書類を郵送（現金書留、レターパック等）してください。

1. 必要書類の提出（決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、（2）（4）（5）（7）は不要です。）

- （1）建設業退職金共済事業加入・履行証明願（2部）
- （2）共済証紙受払簿（写）
- （3）共済手帳受払簿（写）

※旧様式を使用する場合は、欄外に①各被共済者の決算期間内現場就労日数、②「記載内容に相違ない」主旨の文言と勤怠管理者氏名（自署）を書き加えてください。

- （4）建退共制度に係る被共済者就労状況報告書または共済証紙受領書等（写）

※元請のみご提出ください。

注2. 決算期間内において、共済証紙を交付した最も請負金額の大きい工事に関するものをご提出ください。 下請からの共済証紙交付依頼に対して適正枚数の共済証紙を交付し、下請が受領しているかを確認いたします。

- （5）事務組合からの共済証紙購入証明書（事務受託をしている共済契約者のみ）
- （6）事業年度終了報告書の中の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」または経営事項審査申請書の中の「工事種類別完成工事高」
- （7）工事別共済証紙受払簿（写）

※元請のみ必要に応じて提示を求めることがございます。

- （8）手数料 1通：800円

ゆうちょ銀行の定額小為替（無記名）または現金書留

- （9）返信用封筒

宛名をご記入いただき切手を貼ったものまたはレターパック

2. 提出書類の内容確認

お電話で問い合わせすることがございます。

3. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行

加入・履行証明書と領収書をお送りします。

そのほかにご提出いただいた書類は返送いたしません。

入札参加資格審査申請用発行要領

「発行の要件及び基準等」

1. 決算日時点で建設業退職金共済制度に加入していること。
2. 入札参加資格審査申請をする審査基準日を確認し、経営事項審査申請用等で、その審査基準日の加入・履行証明書を既に取得している場合（再発行）は、次の書類を郵送（現金書留、レターパック等）してください。
 - （1）必要書類の提出
 - ①建設業退職金共済事業加入・履行証明願（2部）
 - ②前回発行した加入・履行証明書（写）
 - ③手数料 1通：800円（ゆうちょ銀行の定額小為替（無記名）または現金書留）
 - ④返信用封筒（宛名をご記入いただき切手を貼ったものまたはレターパック）
 - （2）提出書類の内容確認

お電話で問い合わせすることがございます。
 - （3）建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行

加入・履行証明書と領収書を送ります。

そのほかにご提出いただいた書類は返送いたしません。
3. 入札参加資格審査申請をする審査基準日を確認し、その審査基準日の加入・履行証明書を取得していない場合は、発行の要件及び基準等は経営事項審査申請用と同様です。ので、経営事項審査申請用の加入・履行証明書発行要領に従ってください。

建退共は 電子申請がラク!

今までの
申請業務を
電子申請方式で
スマート化!



電子申請方式で
建設業に
働き方改革を!



電子申請は良いことたくさん! 詳細は裏面へ

建設現場で働く労働者のための国の退職金制度です。

オンラインで
業務効率化!

工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!

建退共

K E N T A I K Y O

詳しい情報はこちら!

🔍 建退共

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>



独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866



掛金納付をもっと便利に！ 電子申請方式

8つのメリット

MERIT

1

金融機関窓口で共済証紙を 購入する必要はありません！

社内のPCから建退共の電子申請専用サイト（専用サイト）にログインの上、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を購入できます。※1

MERIT

2

共済手帳への証紙貼付・消印や 下請への現物交付が不要です！

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前に購入した退職金ポイントから掛金が充当されます。専用サイト上で全て（自社・下請）の掛金納付が可能です！※2

MERIT

3

共済証紙受払簿の作成や 在庫管理が不要です！

専用サイトで退職金ポイント購入額や掛金充当額が自動管理され、社内のPCで確認できます。

MERIT

4

共済手帳の新規申込が オンラインで申請できます！

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。今後、オンライン申請ができる手続きを拡充する予定です。

MERIT

5

加入・履行証明願の作成が 負担軽減されます！

専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」をダウンロードすることにより決算期間内の掛金納付状況が確認できます。
「加入・履行証明願」への転記が可能です。

MERIT

6

公共工事における工事関係書類の 電子化に対応しています！

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。※3

MERIT

7

発注機関等への提出・提示書類が 軽減されます！

発注機関等による建退共制度の履行確認時において、共済証紙にかかる様式等の提出・提示が不要です。
（工事別共済証紙受払簿・共済証紙貼付状況報告書等）

MERIT

8

公共工事における 各種書類の保存に便利です！

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成後1年間保存することとされています。
電子データでの保存が可能のため、ペーパーレス化が図れます。

※1 退職金ポイントはペイジーまたは口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績データは「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。CCUS の就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。※3 国技建管第26号「工事関係書類の標準様式」の改定について（令和3年3月31日付）

電子申請専用サイトの
お試し体験ができます！

建退共電子申請専用サイト体験版はこちら



電子申請方式について

電子申請方式全般の詳細はこちら



電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先（専用コールセンター）

建退共
建設業 退職金 共済制度

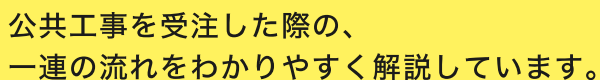
TEL

0120-006-175

受付は土・日・祝日を除く平日9:00～17:00

**下請企業への証紙の交付・
電子申請サイトによる就労報告は
毎月適時に行ってください。**

建退共制度の円滑な運営には元請企業・下請企業間での相互協力が不可欠です。自社雇用の被共済者のみならず、下請企業の被共済者のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

[illegible]

**元請企業への就労日数報告は
毎月適時に行ってください。**

建退共制度の円滑な運営には下請企業・元請企業間での相互協力が不可欠です。自社の被共済者はもちろん、元請企業、下位下請企業のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

[illegible]